

## 視察報告書の発刊にあたって



東京税理士会国際部長・視察団事務局長 高橋 省二

■ 昨年は国際部単独で中国研修視察を行いました。本年度は法対策委員会と国際部との共催により9月28日から10月6日までの日程でイギリス、ドイツを訪問しました。研修視察団は、金子会長を団長として総勢43名で構成されました。

ご承知の如く、本年6月に経済産業省中小企業庁による「中小企業の会計に関する研究会報告書」が公表され、我が税理士業界においても、中小会社の会計基準の確立及び中小会社における財務諸表の公開とそれに伴う適正担保問題等が注目を浴びているところであります。

さて、今回の研修視察は、中小会社における貸借対照表等の公開、税理士が計算書類の公開制度に係る適正担保の担い手となれるか、またそれに伴う責任の問題等について調査研究することを目的としており、極めてタイムリーなものとなりました。訪問先であるイギリスは会計制度発祥の地であり、財務諸表の公開における先進国であることから、またドイツはEU加盟国の中で指導的な役割を持つ国であるとともに、我が国同様税理士制度を有することから、両国における中小会社に係る計算書類の公開制度及び監査制度を中心テーマとし、その他税務救済制度、固定資産の評価制度及び報酬制度等について調査研修を行いました。

今回の研修視察では、移動日及び土日を除いて大変ハードなスケジュールのもと、その内容は多岐にわたりました。また、本会と友好協定を締結しているケルン税理士会を訪問した際には、グラフェ会長をはじめ役員の方々と懇談会を行い、交流をさらに深めました。

このように大変充実した研修視察を通して、我が税理士制度をめぐる諸問題等を検討するための貴重な情報・資料を入手することができ、本報告書はその成果をとりまとめたものであります。この報告書が本会及び本会会員の今後の業務に少しでもお役に立てれば幸いです。

最後に、本研修視察はかつてない大視察団でありながら、極めて円滑に充実した研修視察が行えたことは、事前の準備を含め、団員の協力があってこそ実現できたものと痛感しております。ここに改めて感謝を表する次第であります。